

令和6年度第1回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

1 日時・場所：令和6年8月7日（水） 13：30～15：30

2 場所：岐阜県水産会館 2階 中会議室

3 出席者

区分	団体名	役職等	氏名
学識経験者	岐阜大学 応用生物科学部	教授	矢部 富雄
	(公社)岐阜県栄養士会	副会長	後藤 美保
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	佐藤 圭三
	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	鹿島田 稜子
	消費者代表	—	小松 玲子
	消費者代表	—	松本 博之
生産者	全国農業協同組合連合会 岐阜県本部	副本部長	林 政和
	美濃酪農農業協同組合連合会	製造部長	大坪 正昭
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事兼食品衛生指導員 部会長	三原 慎也
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	永治 友見

4 議題

(1)「令和5年度 食品の安全性の確保等に関する報告（案）」について

(2) その他

- ・岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）について
- ・健康食品の取扱いを踏まえた最近の食品安全の動向について

5 議事要旨

【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

ただいまから、令和6年度第1回食品安全対策協議会を開催いたします。

なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていた

だきます。後日事務局より御確認をさせていただきますのでよろしくお願い
します。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の伊藤より、御あいさつ申し上げます。

【伊藤健康福祉部次長】

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を
いただき、誠にありがとうございます。

また、本日はお忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます
ます。

岐阜県では、7月29日に、今年3回目の食中毒警報を発表しました。今年
は猛暑の影響で、気温が高い日が続くことが予想されます。それに伴い、細菌
性食中毒のリスクが高まっておりますので、市町村や関係団体などと連携し
て、県民への周知を図って参ります。

また、紅麹を含むサプリメントによる健康被害の問題では、公表までに2か
月以上を要し、その後、多数の死亡疑い事例を国に報告していないことが発覚
するなど、事業者の対応が問題視されています。一方、早期に国が主導して、
健康被害の実態把握や原因究明に取り組んでいるところであり、本県におきま
しても、これまでに当該サプリメントの摂取と健康被害との関連が否定できな
い事例として国に報告した案件が24件ございました。

この事案を踏まえまして、今後、国への健康被害の情報提供の義務化、機能
性表示食品のGMPに基づく製造管理の要件化のための法令改正が予定され
ており、県としましても情報収集に努めるとともに、国の動向について注視し
て参ります。

本協議会は、県民と協働して食の安全を確保するため、幅広く県民のみな
さんや専門家の皆さんの御意見を聴取し、施策に反映することを目的に、平
成14年8月に設置いたしました。設置以降委員の皆様により、食品安全につ
いての様々な問題に対し御意見をいただいております。

県では、全国に先駆け、平成15年12月に岐阜県食品安全基本条例を制定
し、本条例に基づき食品安全行動基本計画を策定しております。この計画は現
在第5期計画となっておりますが、策定に当たって、本協議会において御意見を
いただき、「コンプライアンスの周知啓発の推進」、「HACCP（ハサップ）
の適正運用の推進」、「双方向のリスクコミュニケーション」、「学校等にお
ける食品安全教育の推進」など6つを重点施策として位置づけて取り組んでい
るところです。

本日の議題は、「令和5年度食品の安全性の確保に関する報告」です。令和

5年度に実施してきました食品安全に関する取組みや、その結果について説明させていただきます。特に、今回は令和5年度の報告ということで、第4期計画の最終年度でもございますので、第4期計画の総括、振り返りという意味からも、委員の皆様から、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

それでは皆様、本日はどうぞよろしく申し上げます。

【池上係長】

伊藤次長につきましては、所用のため、ここで退席させていただきますのでよろしく申し上げます。

(伊藤健康福祉部次長 退席)

【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、配席図、資料1～4-2及び参考資料となります。不足はございませんでしょうか。

資料について、1つ訂正がございます。次第の裏面に名簿がありまして、その出欠席のところになります。本日、バローホールディングスの国富委員、そして大垣水産青果株式会社の藤井委員については、急遽、御欠席の連絡をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

この協議会は、お手元に設置要綱がございますように令和6年、7年度の2年を任期として委員をお願いしておりますので御承知おきください。

さて、本日は最初の会議となりますので、会長、副会長の選任までは事務局の方で進行させていただきます。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

事務局を預かっております岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室長の政井と申します。後ろに並んでいますのは、県庁関係課の担当者でございます。

県では、関係課で岐阜県食品安全・安心推進連絡体制を整備しておりまして、各課連携して食品安全の推進に取り組んでおります。

このため、関係課の担当者も今回この会議に参加させていただき、意見交換を行わせていただいております。

さて、岐阜県食品安全対策協議会設置要綱により、会長、副会長は岐阜県健康福祉部長が指名することとなっておりますので、事務局から会長、副会長を指名させていただきます。

会長には、令和2年度より会長を務めていただいております矢部委員に引き

続きをお願いしたく、指名させていただきます。

副会長には、同じく令和2年度より副会長を務めていただいている後藤委員に引き続きお願いしたく、指名させていただきます。

では、以後の進行につきましては、矢部会長をお願いいたします。

【矢部会長】

ただいま事務局より、令和6年から令和7年の本協議会の会長を仰せつかりました、岐阜大学の矢部と申します。

先ほど御紹介いただきましたように、令和2年度より、本協議会の会長を仰せつかっておりまして、今年で5年目となります。今日の議題にあります令和5年度までの第4期計画の振り返りと、これから、第5期の計画を実施していくに当たってということで、皆様の御意見をいただきながら、より良いもの、或いは実のあるものにしていきたいと思いますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私は岐阜大学の応用生物科学部、従来の農学部ですね、そこで、食品科学を教えている立場の者として、普段は学生の指導と教育ということで、その学生も社会に出て行くと、いわゆる一般県民の立場として、もちろん毎日生きていくために、色々な食品に触れる機会があります。その中での安全性というところで、まさに食品についての、様々なメーカーの教育に携わるものとして、県民の皆様と一緒に指導できるような立場の人材として、大学としては送り出していこうと考えております。

その中でやはり、今日は非常に暑い気候になりまして、先ほど次長さんの御挨拶の中にもありましたけれども、猛暑の影響で、保存、保蔵ということ言いますと、色々困難な面もございまして、食中毒等も広まりやすいような、管理が難しいというような状況にはなっていますし、また、先ほどもありました紅麴のような、健康食品、或いは機能性表示食品のような立場のものも、制度としては確立していますが、それを色々見直さなければいけないという時期もきているかと思えます。

私は普段、食品の機能性を研究していて、機能性表示食品を世の中に送り出す方の立場ではございますけれども、もちろん安全性を担保した上で食品を送り出すという意味では、責任も非常にあると思いますので、皆様の御意見をここでも頂戴しながら、県民の皆さんの健康に少しでも貢献できるような、そういったものを作り上げていきたいと思えますので、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

【後藤副会長】

岐阜県栄養士会、副会長の後藤と申します。よろしく申し上げます。

会長の矢部先生からお話があったように私も同じく、副会長を拝任して5年目になります。

岐阜県栄養士会は、管理栄養士、栄養士で構成する職能団体です。職場は医療、病院であるとか、介護福祉施設などの福祉の分野、学校、他にも行政など、様々なところで管理栄養士が勤務しているのですが、その中の任意の者がこちらに会員として属しています。

ほとんどの施設で、給食を提供しているということがありますので、病院や介護施設だと3食、学校でも1食ということで、食の安全ということは本当に命を預かるうえで重要なことだと思っています。

私は岐阜市内の中学校に勤める栄養教諭です。先ほども少し委員の方とお話したのですが、夏休みで給食について今困っていることがないので、ちょっとほっとしているところですが、色々なニュースを聞くと、やはり食中毒ですね、コロナ禍が開けた途端に少し食中毒の傾向が変わっているのかなということで、費用のこともあります、食品を取り扱っていく上で、衛生教育が十分でないのかなということを感じています。

岐阜県栄養士会の方でも、栄養ケアステーションというところがありますが、クリニックなどの栄養指導の相談だけではなくて、衛生教育とかそのような相談も随時受け付けておりますので、また何か御要望があれば仰っていただければ、すぐそのように衛生教育なども対応して参りますので、また御活用いただけるようお願いいたします。

【矢部会長】

それではこれから進行させていただきます。この協議会では、令和6年度から7年度を任期としております。

委員の皆様にご集まっておりますが、今回は最初の会議となりますので、皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。せっかくですので、お名前だけではなく、食品安全に関して気になっていることなど、お話いただければと思います。

それではこちらから指名させていただきます。御あいさつをお願いしたいと思います。

【佐藤委員】

今年度も委員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。私どもは県内の7つの生協からなる連合会でございまして、地域の購買生協か

ら、さらに大学生協、共済の生協、医療生協など、暮らしに関わる幅広い分野の生協が集まって、県内の生協組合員さん、消費者の方の暮らしをサポートする活動をしております。

連合会の代表として、県の消費者行政とか環境とか、農政ですね、幅広い分野でいろんな審議会や協議会に参加させていただいております、生協の取組み等を紹介しながら、県政の推進にお役に立っていかれたらと思っておりますので、これからよろしくお願いします。

関心事としましては、ようやくコロナ禍が明けて、組合員さんの交流活動も、コロナ禍以前に近いところまで再開したのが、前年度の状況です。

また、食品の安全については、命を守るということは当然なんですけども、いわゆる、美味しく食べるとか、旬とか、健康に良いとか、そういうことが「食の安全」の大切なテーマになってきたのではないかなと思っておりますので、これからは各方面の方と一緒に、様々な活動を充実させていきたいと思っております。

今年度も勉強させていただきながら、参加したいと思っております。よろしくお願いいたします。

【鹿島田委員】

私、1年生でございます。今回からこの委員会に参加させていただきます。私たちは食改さんっていう名前前で、皆さんには、認識していただいていると思っておりますが、いろんなところで食育講座や、調理実習も実施しております。

その時でもとにかく、手洗い、これはもうマニュアルのようなものを作りまして、普通の手洗いでは本当に綺麗にならないものですから、きちんと、うるさく伝えて、徹底しております。

今のところ本当にありがたいことに、大きな事件などはありませんが、これからこんなお天気の日なんかは、本当にみんなが十二分に気を付けても食中毒などの危険は高まっていると思っておりますので、今後もそれは徹底してやっていきたいと思っております。

毎月、食品の安全・安心ニュースをいただいておりますが、届いてすぐにコピーさせていただいて、各方面に配付して、会員の皆さんに見ていただくようにしております。

分かっているつもりでも分かってないということも多いものから、やっぱりああいったものを出していただけるとありがたいと思っております。

今年から2年間勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

【小松委員】

この資料をいただいたときに、偉いところへ来てしまったなと思いましたが、

一応生協にも入っていますし、生活改善推進員もやっております、生活学校連絡協議会にも入っているから、大丈夫かな、と思いながら今座っております。

先ほどお話がありましたが、食中毒警報が出た日に、食改のファミリーッキングという活動を行う予定でしたが、学校側からも中止のお話があり、その日の活動はキャンセルになりました。楽しみにしていた子供たちにどうやって謝ろうかと、そういうことをまだ先々週に経験したばかりで、食中毒警報が出る可能性があるということを全く考えずに買い物をしてしまっていて、食品だけは何とかなりましたが、そういう時に、今回みたいに暑いと納得していただけるんですけれども、食中毒警報が出る可能性があるということを、頭の中に入れてないと活動の計画ができない時代になったんだなというのをつくづく感じております。

安全についても、買ってくるものは全部安全だと思い込んでいたら、紅麹の問題があって、お金を出して商品を購入して、健康被害にあった方々が本当に気の毒だと思います。

やっぱり、食べるもの、口から入るものは安全だと信じている消費者がほとんどだと思うので、こういう会があって、関係者の皆さんに食品の安全を守っていただけているというのが、すごいことだなと思っています。

【松本委員】

私は仕事の関係で食の安全や、安心などに関わって25年ぐらい、そんな仕事をしています。

学習会でお話したりする機会もありまして、そういう中ですごく感じているのは、そもそも安全ってどういうことかという意識がもうみんなバラバラ、すごい差があるということだとか、今のこの現状をどういうふうにとらえてるかというのは人によってもものすごく違いがあるということです。その1つの理由としては真偽問わず情報がたくさん出回りますから、そういうことが問題なのではないかと思いますが。

そういう中で、行政の方もいろんな取組みを一生懸命されていますが、なかなかそのやっтерることもうまく伝わっていないように感じますし、皆さんそれぞれ自分の持っている、ベースとなる考え方があまりにも違うので、なかなかこうみんなが安心ということに繋がっていかないんじゃないかなと感じていました。

今回はいろんな人に接する中でいろんなことを思っている人がいるんだと、そういうことを消費者の代表として、意見を言いながら、県の安全行政に役立てればと思って参加させていただきました。よろしく願いいたします。

【林委員】

私はこの4月から副本部長に就任し、今回、委員に選んでいただきました1年

生ですので、また皆様方に色々と教わりながら学びたいと思っています。

全農につきまして、一般の皆さん、JAさんはよく御存じだと思いますが、全農って何だろうというところが少しあるかなと思います。

基本的にはJAグループというところで、一応県の組織でして、今岐阜県下に7JAがございますが、その7JAと一緒に、日々の、特に食に通じるところをメインとして、私どもは活動させていただいてるところでございます。

本日は特に食品表示、食品安全が議題になっているということで、事前にいただいた資料も色々拝見しながら、やはり関心事としましては、先ほどもお話が出ていました紅麴についてですね。これは加工食品、機能性表示食品ということでありながらも、私どもJAグループとしましては、生産者という立場、いわゆる出荷をする立場としましては、やはり生産物を出していく上では、なかなか無農薬で、すべて出し切ることができないところがあるのかなと、そういったところで、やはり農薬はどうしても使わざるをえないところがあるのかと思います。

当然農薬を使用するに当たっては、適正基準というものがありますので、これを守りながら、皆さんに安全に、供給させていただいていますが、紅麴の話聞かせていただく中ではやはり他人事ではないなということで、改めて身の引き締まる思いです。

また食品表示とは少し違う視点になってしまうかもしれませんが、皆さんも今普段感じられてるように、もう8月の1週ということで、暦の上では秋に当たりますが、これからまだまだ残暑が続くということで、岐阜県ではこれから米が出荷されてきますが、明日以降ですかね、まず早場米ということで、西濃地域の方であきたこまちが出荷されていきますが、全国的にも非常に米が不足ということで、これに起因しているのがやはり、この高温ということで、なかなか、ちゃんと生育できないところがあるのかなと思います。岐阜県についてはハツシモなどの銘柄をお聞きになったことがあるかと思いますが、あとコシヒカリがメインですが、こういった高温にも強い品種もこれから育成しながら、やはり岐阜県としての米を、生産していかなくてはいけないのかなというところもありながら、なかなか、すぐに切り換えができることではないものですから、まず高温対策をしっかり行いながら、皆様方に岐阜県産の米をたくさん食べていただけるように取り組んでいきたいと思っていますところでは。

少し食品表示とは違うところになってしまいましたが、岐阜県の県民の皆さんの食を預らせていただいているという思いで、今取り組んでおりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【大坪委員】

今回から、西尾常務から引き続き、私が委員として参加させていただくことに

なりました。よろしく願いいたします。

簡単に美濃酪農の業務について説明させていただきますと、農協系の乳業プラントでして、乳製品を製造販売しております。ひるがの牛乳というブランドで、学校給食さんだとか、その他量販店さん等取引していただいておりますし、生協さんにおいては、P B商品という形で、乳製品をお取り扱いいただいております。

そうした中で、私自身実は 26 年間、品質管理課でずっと勤めておりました。ですので、学校給食会さんや生協さんからの補助金だとか、そういったものにも対応させていただいております。

そういった中で、様々な食品安全に関する問題等に対し、様々な改善策をとって参りましたが、一番大切だと思っていることは、従業員教育に関するところだと思います。

色々人員不足だとかそういった面もございまして、なかなか従業員教育などに時間を割くことが困難という現状ではありますが、生産者代表として、食品製造業の代表として、こちらでそういった製造の上での困難、課題などをお伝えすることができたらなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

【三原委員】

前任の池田に代わりまして、今年度から参加させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

食品衛生協会といいましても、私自身は郡上八幡で、小さな旅館の主人をやっているものでして、県職とかそういう職員ではなく、一般のお店をやっています。

食品衛生協会といたしましては、今、飲食店の衛生管理のために、数年前からありましたHACCPに準ずる衛生管理ということで、それを各飲食店に指導し広めようとしております。

大体、若い方はすぐ取り組んでいただけるのですが、指導に参りましても、長年お店をやっていたらして、もう私の世代で終わるんだというような方には、なかなかHACCPのことが分かっていたけずに、とりあえずこれをこれだけ記録をつければよいということで、できるだけ指導しておりますが、なかなかその辺りは一朝一夕には難しいところもあります。

食の安全、安心を消費者様、お客様に、前線で御提供する立場ですので、先ほどもお話がありましたように、手洗いの指導からそういった、HACCPに準じる衛生管理まで、指導するという立場でやっております。2年間、どうぞよろしく願いいたします。

【永治委員】

私は、学校の現場を経験して、また、教育行政の場を通して、これまで多くの子供たちと出会う機会がありました。

その中で、やはり子供たちが学校給食を食べた後のすてきな笑顔ですね、午前中、元気がないな、どうしたのかなと心配になるような子でも、給食を食べると、午後からなんだか元気になるんですよね。

そういった子供たちの笑顔を見てきて、学校給食の持っている役割というのが、とても大きいものだということを実感してきたところです。

学校給食会は、公益財団法人として、各都道府県に1つずつあるところがございます。

学校の教育活動の一環として実施される学校給食について、県内すべての小中学校、令和6年度は少し減っていると思いますが、令和5年度ですと、5,148,000人、529校について、各小中学校における給食の円滑な実施、充実及び向上、並びに、学校給食を活用した食に関する指導の普及に努めることによって、子供たちの健全育成に寄与するということを目的として活動してきているものでございます。

特に2つの事業が大きな事業で、給食用物資の安全確保と安全供給に関する事業、そして給食の普及、充実及び食育支援に関する事業、こういったものに取り組んできているところでございます。

この委員としてお役に立てるとはなかなか思えませんので、申し訳ないのですが、子供たちの健全育成のために、少しでもお役に立てることがあれば、一生懸命取り組んでいきたいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

【矢部会長】

ありがとうございました。

それではこれより議題に入りたいと思います。本日の議題は、令和5年度食品の安全性の確保等に関する報告案についてとなっております。このことにつきまして、ただいまより、事務局から説明をいただいた上で、皆様の御意見を伺いたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度議会報告案につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

議題についての説明に入る前に、今年度から新たに委員となつていただいた方もいらっしゃいますので、県がどのような枠組みで、食品安全行政を行っているのかを簡単に説明させていただきます。

まず、飲食に起因する衛生上の危害を防止するための法律として食品衛生法があります。この食品衛生法に基づき、県では、飲食店などの営業の許可業務、食品関係施設の監視指導、食品中の農薬や添加物の検査などを行っています。ほかに、食品表示に特化した法律として、食品表示法があり、これに基づき食品の適正な表示について指導を行っています。

食品安全全般にわたる法律として、農林水産物の生産から食品の販売・消費に至る全ての行程における食品の安全性確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした「食品安全基本法」があります。

これを受けて、県では、平成15年に全国に先駆けて、「岐阜県食品安全基本条例」を制定しました。本条例では、基本理念、関係者の役割や責務、施策の推進の方向を明確にし、県民の健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的としております。

この条例に基づいて、県の実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定しており、昨年度までは第4期計画により、各施策に取り組んできました。県条例と、第4期行動基本計画については、お手元に参考資料としてお示ししております。

それでは会議資料に従い、資料1から御説明いたします。先ほども説明しましたが、岐阜県では、食品安全行動基本計画を策定し、食品の安全性の確保等に関して様々な施策を行っているところです。

この食品安全行動基本計画に定められた施策の進捗状況については、毎年度県議会に報告し、県民の皆様に公表することとなっております。

この資料1「令和5年度 食品の安全性の確保等に関して講じた施策について」は、その報告書案で、来月から始まる県議会に提出することとしているものです。

この報告書の構成は、第1章で食品安全行動基本計画のあらましと令和5年度の目標達成状況が記載されています。

第2章では、施策ごとに令和5年度の施策の実施状況が記載されており、27ページからは、数値目標の達成状況を整理して一覧表にしてあります。

1ページを御覧ください。ここでは、食品安全行動基本計画のあらましが記されています。

この計画は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全基本条例第20条の規定により策定しています。

第4期計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画で、昨年度は、第4期の最終年度となっております。

第4期計画は、3つの施策の方向性をもって25の施策を設定し、各施策には具体的な対策と数値目標を定めています。

3つの施策の方向性については、左の四角の中に記載しております。施策の方向1が「食品等の安全性の確保」、施策の方向2が「食品に対する安心感の向上」、施策の方向3が「将来にわたる安全な食生活の確保」となっています。

また、施策は25あるのですが、このうち、右側の太い線の四角の枠の中にある「コンプライアンスの周知啓発の推進」、「HACCPの導入支援」などの8つの施策については、特に力を入れて取り組む重点施策とし、メリハリのある計画としています。

2ページを御覧ください。施策にはそれぞれ指標が定められています。

第4期計画には指標が67項目あり、このうち51項目が目標を達成しています。割合としては76%達成となっています。

以下、5ページまでは、8つの重点施策について、目標達成状況を記載しています。

6ページから26ページまでは、25施策ごとの取組み状況がそれぞれ記載されています。非常にボリュームがありますので、時間の都合で、本日は説明を割愛させていただきます。

また、25施策ごとの数値目標の達成状況について27ページから31ページに一覧表にまとめています。

資料2を御覧ください。昨年度は、第4期計画の最終年度となりますので、資料2として25施策ごと各年度の数値目標達成状況を取りまとめています。

先ほど御説明したとおり、67指標のうち51指標で目標を達成しています。割合としては76%の達成となっています。

達成できなかった指標は16指標で、多くが新型コロナ感染症の影響が理由となっていますが、資料3により、後ほど御説明します。

それでは、資料2により、8つの重点施策の目標達成状況を御説明いたします。まず、重点施策1の「コンプライアンスの周知啓発の推進」です。「食品衛生責任者講習会の受講者数」、「ホテル・旅館・飲食店等の立入検査件数」の2指標は目標を達成いたしました。

「事業者を対象とした食品表示等総合講習会の受講者数」については、令和元年度から5年度までの累計で、2,500人を目標としていますが、昨年度末時点で累計1,196人となっており、達成できませんでした。

続いて、【重点施策2】「HACCPの導入支援」です。指標は「HACCPに関する研修会の参加人数」の1指標としていますが、こちらは達成いたしました。

続いて【重点施策3】「食中毒対策」です。指標は4つで、「食品衛生監視指導計画中の施設監視達成率」、「コンプライアンスの周知啓発の推進」でも指標としており、再掲ですが、「食品衛生責任者講習会の受講者数」及び「集団給食施設の調理従事者等を対象とした衛生講習会の実施」は目標を達成しました。「ぎふ

「ジビエ衛生ガイドラインに沿った解体処理施設数」が目標値 40 施設のところで 26 施設となっており、達成できませんでした。

続いて【重点施策 4】アレルギー対策です。指標は 2 つで、「食品衛生監視指導計画中の食品製造施設への立入検査施設数」及び「アレルギー検査数」ともに達成しました。

【重点施策 5】「食品表示対策」です。指標は 5 つで、「食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数」、「食品表示法に基づく立入検査の実施回数」、コンプライアンスの周知啓発の推進との再掲になりますが「ホテル・旅館・飲食店等の立入検査件数」の 3 指標は目標を達成しました。

コンプライアンスの再掲になりますが、「事業者を対象とした食品表示等総合講習会の受講者数」と「消費者を対象とした食品表示に関する講習会の実施回数」が目標値 250 回のところで 196 回で、2 つの指標で目標を達成することができませんでした。

続いて、【重点施策 6】「双方向のリスクコミュニケーション」です。指標は 2 つで、「リスクコミュニケーション事業等参加者の理解度」は目標を達成しましたが、「リスクコミュニケーション事業等の参加者数」は令和元年度からの累計で、6,000 人を目標とするところ、5,442 人で目標に達しませんでした。

続いて【重点施策 7】「学校等における食品安全教育の推進」です。指標は 2 つで、「食品安全セミナー参加者の理解度」については、目標を達成しましたが、「食品安全教育の参加者数」については、令和元年度からの累計で 5,000 人を目標としていますが、実績は 4,284 人で達成することはできませんでした。

続いて【重点施策 8】「地産地消の推進」です。指標は 5 つで、「農産物直売所の販売額」、「県内学校給食における県内産牛乳の使用割合」、「県産品愛用推進宣言の店の新規指定数」及び「キノコの生産量」については目標を達成しましたが、「県内学校給食における県内産野菜・果物の使用割合」については目標を達成できませんでした。

次に、資料 3 の目標未達成の指標項目一覧を御覧ください。未達成となった 16 指標について、整理した表になります。

表の中央に未達成の理由として「新型コロナウイルス感染症」に関連したものを区分して整理しております。

目標未達成であった 16 項目のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるものは 9 項目ありました。

まず、講習会や研修会などの対面で行う事業、具体的には 1 ページの No. 1 「事業者を対象とした食品表示等総合講習会の受講者数」、2 ページの No. 7 「消費者を対象とした食品表示に関する講習会の受講者数」、3 ページの No. 9 「リスクコミュニケーション事業等の参加者数」、4 ページの No. 14 「食品安全教室の

参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて密を避けるため、開催の中止や規模を縮小することが度々起こりました。

さらにこれらの事業は、毎年度の累計を目標としているため、オンラインによる講習会を積極的に導入するなど工夫し、徐々に回復させてきているのですが、令和2年度から4年度までに落ち込んだ参加者数を5年度に挽回するまでに至りませんでした。

また、令和4年7月～9月には、新型コロナウイルス感染症の患者数が最も多数となった第7波の影響で、多くの保健所職員や検査を行う保健環境研究所の職員が、新型コロナウイルス対応に追われ、第7波の流行中には、県内に流通する食品の検査事業を全県下で中止せざるを得ない状況になりました。

この影響が出ているのが、1ページのNo.3「放射性物質検査数」、No.4「残留農薬検査数」、No.6「食品添加物の検査数」です。これらも累計の目標ですが、令和2年度、3年度はなんとか対応し、目標をクリアしたものが多かったのですが、第7波による保健所と保健環境研究所の業務量増大が著しく、断念したものです。

令和5年度は新型コロナウイルスの影響はほとんどなくなっており、単年では目標を達成したものの、指標が累計となっているため、達成できませんでした。

続いて豚熱の影響があったのは、1ページのNo.3「ぎふジビエ衛生ガイドラインに沿った解体処理施設数」、4ページのNo.15「ぎふジビエ登録店舗数」ですが、平成30年に豚熱が発生して以降、今もなおイノシシに感染している個体が散見されており、イノシシのジビエとしての利用に規制がかかっている状況が影響しています。さらにNo.15「ぎふジビエ登録店舗数」については、新型コロナウイルスの影響も受け、ジビエの取扱いをやめたお店があったことが原因となっています。

新型コロナウイルスと豚熱の影響によるものでないものも3つあります。1つは、2ページ目のNo.5「残留農薬基準値超過件数」です。令和5年度は、県内産の農産物2検体から農薬の残留基準値を超過して検出があったためです。

3ページのNo.10「メールマガジン登録者数」は、令和5年度の新規登録者は24人で、年間目標の20人を上回ったものの、配信不能となったメールアドレスを整理したところ、わずかに目標を下回る結果となりました。

No.11「食品安全対策モニター人数」は、目標500人のところ273人で達成率は55%でした。モニターは任期があり、任期満了となる方に再登録の案内をしましたが、再登録者が3分の1にとどまったことが未達理由です。引き続き、様々な機会を通じ、登録募集をPRしていくことにしていますが、食品への安全性に対する安心感が広がる中、登録数を増やしていくことは非常に難しくなっているように感じています。

No. 12「県民アンケート調査の対象人数」は、目標 1,500 人のところ 1,023 人でした。食品安全対策モニター、情報提供希望者、出前講座参加者を対象にアンケート調査を行いました。モニター登録者の減少のほか、出前講座等のアンケートを実施する機会が少なかったためと考えています。

引き続きモニター登録の呼びかけ、出前講座の機会をとらえてアンケートを行い、目標の達成を図って参ります。

次に 4 ページの No. 17「食品安全相談員の数」は、4 年度は飛騨保健所に人員が配置できず達成できなかったのですが、令和 5 年度は、東濃保健所に配置ができず目標を達成できませんでした。引き続き募集をしており、人員確保に努めて参ります。

最後に No. 16「県内学校給食における県内産野菜・果実の使用割合」は、目標値が 26%のところ 25.5%となり、わずかに目標を下回りました。

天候不順等で、時期により入荷する予定の地元野菜の生産量が不安定となり、県外産のもので代用するなどしたことによるものと考えております。

以上が、令和 5 年度 食品の安全性の確保等に関する報告案になります。

【矢部会長】

御説明ありがとうございました。最後の御説明にございましたように、目標達成できなかったものを中心に御説明いただきましたが、大きくは新型コロナウイルスの感染症による令和 2 年度から令和 4 年度の影響と、さらにその目標が累計となっているものについて、特に目標が達成できなかったという御説明だったかと思えます。

その辺りも含めまして、ただいま事務局から御説明いただいた内容について、委員の皆様からそれぞれ御意見を伺っていきたく思います。今回示されました令和 5 年度議会報告案についての御意見や御指摘等につきまして、自由に発言していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【佐藤委員】

資料 3 の 7 番について、食品表示対策に関する講習会の内容ですが、未達成理由のところ、消費者の食品表示への関心が薄れているという記載がありますが、関心が薄れているかどうかは疑問に思いました。

むしろ食品安全行政が推進されていることで、消費者の安心感が増しているということも 1 つあるのかなと思えます。食品の一括表示、産地や塩分など、健康志向の高まりなんかもあって、決して、このところがおろそかになっていることはないと思っていますので、ちょっと他の方の御意見をいただきたいなと思っていますのであります。先ほど私がいさつの際に申し上げたように、

むしろ、消費者を対象とした出前講座は、食品の基準を知ることと合わせて、やはり、健康志向や、おいしい食べ方と、地産地消など、そういったテーマ等を組み合わせることで、参加してみようかとか、そういった動機に繋がるということもありますので、今後の取り組みについても、ぜひそういう視点で講習会の企画等を検討していただきたいなと思っております。

クイズ大会やこういった研修会など、楽しい企画に取り組まれていることは大変、良いことではないかなというふうに思います。

【矢部会長】

ただいまの御意見につきまして、事務局の方から何かございますか。

先ほど御説明があった、消費者の関心が薄れてきているということが講習会の参加者が少ない理由として挙げられているところについては、むしろ、消費者の皆さんが安心して、そこを気にしなくてもいいというような状態になっているということもあるのではないかと御意見だったかと思いますが、いかがでしょうか。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

今までの県の取り組みが県民の皆様様の安心感の向上に繋がった結果ということであれば、いいなというか、取り組んできた甲斐があったなと思います。

御意見をいただいた、おいしい食べ方や地産地消など、そういったことと組み合わせて実施していく手法についても、また県の中で検討して、取り入れていきたいなと考えております。

【矢部会長】

ただ、消費者の皆さんの信頼は信頼で、着実に積み上げてきた信頼ではありますが、先ほどの紅麴のような問題等がありますとやはり、一気に不安が高まっていくということをきちんと意識して、決して消費者から全面的に、信頼されているというようなことではないと思いますので、しっかりとマネジメントしていくことが必要だと思います。

【鹿島田委員】

これまで、それこそなるべく岐阜県産のものを買う、それはもう頭の中に、置いて活動をしています。いろんな事業を実施する際に、必ず見て、この食品は岐阜県産だから安心ができると、そういうことが頭の中にはありますので、やっぱりその安全性ということ、きちんとこれからも管理していただけるとありがたいなと思います。

私は本当にもう、安心安全というところで、岐阜県のものだったら大丈夫だよ
ねということで安心しきっていますので、ぜひお願いしたいと思います。

先ほどの御説明に関しては、アンケートの実施対象を見ますと、大分数が少な
いように思いますが、アンケートはどういうところで実施しているのしょう
か。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

資料にも記載しておりますが、食品安全対策モニターさんを募集しておりま
して、その方にまずアンケートをしていただくのと、事業の中で、出前講座など、
いろんな県民の方を集めて講習会等も実施しておりますので、その際にアンケ
ートを実施しております。

【鹿島田委員】

なかなかいろんなアンケートをとっても、回答が集まらないんですよ。私たち
もいろんなものをやっていますが、アンケートの回答が集まらなくて、どうした
ものかなと感じていますが、本当にこれは、大きな問題だと思います。

私たちは事業の内容ですとか、より良くしたいということで皆さんの意見を
募っていても、それが集まらないということも本当に多々ありますから、その
ところはやはり、やり方を考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

【小松委員】

私は今回のような機会をいただくまでは、食品安全のジュニアクイズ大会と
か、そういった活動について何も知らなくて、どこでそれを知ることができるか
さえ分からないのですが、孫が4人おりまして、この子たちにできるだけいろん
な機会をと思っていて、こういったことに関心を持っているのですが、知る機会
がありませんでした。

今こうやって令和5年度の取組みについて伺って、こんなことをやっている
なら、ぜひ学校に相談して、実施したいなと思いましたが、この活動自体も知ら
ず、どうやって情報を入手したらよいかも分からないという状態です。

もう1つ、お話がありましたアンケートについて、回答が少ないことという
のは、設問が悪いと言っはなんですが、これはどう答えていいんだろうという
設問が多いように思います。今、イエスカノーかだけではなくて、選択肢が5つ
ぐらいあって、真ん中がどちらでもないだったりする。ああいう設問でも、どち
らでもないというのも難しいし、答えやすい、分かりやすい質問だと回答率は高
くなるのではないかと私は思います。

それから、例えばSNSもやっていないし、YouTubeもあえて見ないしという

ような状況で、そういうふうだと、メールマガジンなんかは、知らないうちにどんどん溜まってしまって、たまったら消してしまうんですよ。

それで、モニターの再登録者が3分の1になるというのも、すごく理解できて、たくさん連絡がきすぎると、いらないと感じてしまうんですよね。色々見ていて、配信停止というのがあると、消してしまいます。

だからこの3分1にとどまるというのは理解できるなと思うので、たくさんお知らせなどを出せばいいというものでもないし、2回目以降読みたくなるような工夫ですね、例えば何かのクイズを出して次の配信で答えが出るとか、何か工夫があれば再登録者を増やすことができるんじゃないかなと思いました。

【矢部会長】

先ほどお話のあった、イベント等の周知についてはいかがですか。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

ジュニアクイズ大会につきましては、各小学校に御案内をして、希望があれば、実施するという形をとっております。県の公式ホームページに掲載しております。

【矢部会長】

そういう意味では一般の方にとって、知る機会はもしかしたら少ないということかもしれませんが、周知の方法を工夫した方がよいという御意見でした。

【矢部会長】

アンケート等につきまして、やはり、設問は非常に重要であるといえますか、なかなか難しいところもあるかと思えます。私ども岐阜大学でも、本日からオープンキャンパスをやっていて、高校生が2,000人、3,000人と集まっている状態ですが、やはり我々も、どういう理由で来られてるのかということを知りたいというところで、毎年アンケートを実施してはいますが、今時だからということで、スマホで回答できるようにすると、全然回答率が悪くて、むしろ紙の方が非常に回答率が良かったとか、そういうこともあります。なかなか若者といえますか、アンケートに答えていただく皆さんの気持ち及び協力もなかなか難しいところもあるかと思えますが、いずれにしても、基本的にはアンケートを取ったらよい、ということではありませぬので、やはりそのアンケートを取ることで次に繋がるとか、それをもとにして次の施策なりの参考にするということが大切で、そのために必要な数が集められるようにという工夫が今後とも必要なのかなと思えますので、また、知恵を出し合って、皆さんに御意見をいただきながら

進めていければと思います。

【松本委員】

最初に佐藤委員がおっしゃった表示のことは、私の意見ではありませんが、消費者の関心が薄れたというよりも、多分、行政の方がここで言う食品表示というのは、食品表示法のことだと思うのですが、食品表示法の原材料表示のところで、例えば小麦粉が「国内製造」と書かれると、小麦粉は国内のものだろう、と知っている方が結構多いと思います。

表示は段々、すごく難しくなってるので、消費者の方は、どちらかというところ、食品表示法で決められた分りにくい表示よりは、無添加とか、無着色とか、添加物の不使用表示に関するガイドラインでしたかね、あれにまさに係るような表示の方に興味があると思うので、それ以外の表示に関しては、関心が薄いと感じられるんじゃないかと思っています。

食品表示に対して、読み取り方や使い方というところがやはり、十分に知れ渡っていないと思っていますので、そういったところについて、学習会等を実施していただくことが大事なのではないかと考えています。

それから質問なのですが、いろんな施策を推進して、成果が出てるということだったのですが、資料2のところで、様々な対策をされていく中で、学習会等の数はこのようになっていますが、県内の食中毒の発生件数なんかは、どのようになっているんだろうかということも、もし、把握されているのであれば教えていただきたいなと思いました。

あと、これは意見ですが、資料1ですね、タイトルが食品の安全性の確保等に、ということで書かれていますが、例えば11ページの遺伝子組換え食品対策というところでは、安全性未審査の遺伝子組換え食品の監視をされると、これは安全ということに繋がるとは思いますが、その次に書かれている、遺伝子組換えでない旨の任意表示がされた食品の検査に関わる部分は、これは安全とちょっと違うんじゃないかなと思います。こういう安全と安心っていうところは、もうちょっとはっきりと分けていただいた方が変な誤解を生まないと思いますので、その辺りももし可能であればコメントをいただけたらなと思いました。

あと細かいことですが、この資料の22ページの、真ん中辺にある、生産者組織に対し、という文章の次のところですが、農業削減ではなくて農薬削減じゃないかと思いましたので、そこだけ指摘させていただきます。

【矢部会長】

農薬の方でしょうか。はい、こちらは誤字ということで、訂正をさせていただきます。御指摘ありがとうございました。

先ほど御意見いただきましたが、食中毒の発生件数につきまして、県の方で把握されているかと思いますが、いかがでしょうか。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

今年の食中毒の発生状況としましては、1月から、これまで11件ということで、そのほとんどがノロウイルスによるものです。患者数も400人と、昨年と比較しても、あまり変わらないような状況です。

コロナ禍では、飲食店を利用する機会も少なく、食中毒の件数も少なかったところがあると思いますが、コロナ禍が明けて、皆さん活動が制限されず、飲食店も多く利用されるようになって、食中毒の発生件数も、コロナ禍以前の状況に戻ってきていると思います。

【矢部会長】

御意見としてはそういった数字が、どこかでモニタリングというか、すぐに見られるような形がとられているといいなということかと思いますが。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

県の公式ホームページの方では、食中毒の集計を速報という形で、一覧表にして掲載しておりますので、御興味があれば御確認いただければと思います。

【矢部会長】

恒常的に、ノロウイルスにまつわる食中毒があるかと思いますが、単発的にカンピロバクターの食中毒の方が、少しニュース等になりやすいかなと思いますけれども、その辺りについて、それから、先ほど、遺伝子組換えのところでも御指摘がありましたので、それを例として、安全と安心を区別するのではなく、基本的にはやはり、科学的根拠に基づいた安全性と、それに対しての安心感を消費者の方々が持てるかどうかというところの区別、というのは、基本的に情報を発信する側として、意識しておく必要が確かにあると思いますので、こういった報告書の中で、また、今後、そういった報告を公表する上で、表現等々、気を付けるようにしたいと思いますし、そういった視点で作っていただくと良いのかなと思います。

【林委員】

生産者側という立ち位置から気になったのは、資料3の一番最後にある県内産野菜・果物の使用割合のところですか。達成率が98%ということで、わずかながら未達成ということで説明があったかと思いますが。

逆に言うと5年度の目標値26%というのが、これで妥当なのかというところ、先ほどからも色々お話いただいておりますが、やはり岐阜県産の食品を、県民の皆さんに食していただくということ、子供の頃から、そういう1つのきっかけを作っていくことに繋がると思うと、この目標はもっと高くてもいいのかなというところが正直ございます。

確かに岐阜県の今の生産力でいうと、どちらかというところ、生産地というよりもまだ消費地になってるのかなと思いますが、隣の多分、愛知県ですとか、園芸王国ですので、そういったところを中心に入ってくるのかなというところありながら、生産者という立ち位置からすると、この目標をもっと高くして、達成していかななくてはいけないのかなと思いました。

それで少し質問といいますか、今回、第4期計画は、令和5年度が最終年度ということで、令和元年度からの実績が示されていますが、過去の経歴を見ていくと、実績としては上がっているっていうことからいくと、やや県内産の食品を使っていることが増えているのかなと思いますので、今後の計画があると思いますけれども、そういった実績を反映するとするならば、もっと目標値を上げていただいた方がいいのかなと思います。

【矢部会長】

御指摘がありましたように、令和5年度につきましては25.5%ということで、目標の26%に若干満たないという数字で、98%未達ということですが、今令和3年度からの推移でいいますと、徐々に上がっていているところではございます。御質問にありました、この26%という目標値、この数値が妥当かということをお判断するため、どのようにこの数字が設定されているかということで、御説明いただけるといいのかなと思いますがいかがでしょうか。

【林委員】

この前まで、コロナ禍で、給食がまず供給できるかということとは関係しているかもしれないので、もしそれがこの目標値に影響しているのであれば幸いです。

【農産物流通課 宮崎係長】

学校給食については、我々の方では県産の農産物を使ってもらうために、他県との差額の部分を補助する取組みを実施しております。

おっしゃるとおり、確かにコロナの関係もあって、高めに設定できなかった部分もあると思いますし、これまでの実績から見ていくと、このぐらいの推移だろうというところで、無理なく、少しでも高い使用率を目指そうということで設

定したと聞いております。今後も力をいれて取り組んでいきたいと考えております。

【矢部会長】

学校給食に関しては、栄養価の兼ね合いで、年間を通じて、基本的には必要な栄養価を達成することが一番の目標になっているところで、そこに、県産のものを取り込むということでもありますので、年間つまり、冬も含めて年間で、県産のものを使っていくというのは、なかなか色々苦労はあるのかなと思いますが、そういった中でも、目標値 26%に徐々に近づいてきているという意味では目標設定としてもどうだったのかというのはありますが、この0.5%を達成していないと見るか、ほぼ達成したと見るかということかと思っておりますので、また御意見として承りたいと思います。

【大坪委員】

冒頭で申し上げました従業員教育に関することですが、県では食品表示についてなど、様々な講習を実施していただいて、極力参加していこうと思っているのですが、なかなか日程の都合がつかなくなったりして、参加しづらいのが現状です。

そういった中でオンライン研修や、eラーニングなどを積極的に活用して参加したいと思っていますので、こういった取り組みについてはもっと拡充していただけるとありがたいと思います。

それから、現在、私たちの会社では、外国人の労働者に6月から従事していただいているのですが、製造現場で、そういった方々に対しても必要最低限の食品安全講習みたいなものがあつたらいいなということを最近思っておりましたので、そういった取り組みもしていただけるとありがたいなと思っております。

【矢部会長】

ただいまいただいた御意見で、まず、講習会について、現状、目標を設定して、その回数なり、参加人数を増やそうとしているところかと思いますが、今ありましたオンライン形式ですとか、さらに色々な要望も含めて、必要なところを開拓していくということもあろうかと思えます。

そういった、窓口というか、今後こういったところを増やしていこうという、何か方針はございますか。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

現在、オンラインや、サテライト会場を設けて、事業者の皆さんの近くで開催

する講習会を増やす取組みを行っていて、できうる限りの工夫は、今後もしていきたいと思っています。

【矢部会長】

もう1点、外国人の労働者の方向けの講習、いわゆる、日本語以外でのリスクコミュニケーションということですね、日本語以外での講習会をとすることで、外国人労働者の労働環境も、色々法律的にも整備されているところで、そういった方々が、これからも増えてくるという状況は想定できるかなと思いますが、そういった日本語以外での講習会というのは、今のところ予定はされていないかと思いますがけれども、今後に向けて、いかがでしょうか。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

言語の問題があるので、なかなか講習会という形では難しいかもしれないですが、衛生教育の資料とか、そういったものを多言語で作って、配布できるようなものは作れるかと思いますが、そういうものを作って、お配りしていけたらなと思います。

【矢部会長】

最近のAIの進歩は著しく、無料で使えるチャットGPTに話しかけるだけで、今ですと16ヶ国語ぐらいにその場ですぐに翻訳して話すことができますので、そういうのをうまく利用しながらということを今後御検討いただければと思います。

【三原委員】

資料の最初に載っている、食品衛生責任者講習会に関する指標が、令和4年度より、回数から人数に変わっていますが、それはeラーニングの講習が始まったために、実施回数から受講者の数に変わったということによろしいでしょうか。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

その通りです。

【三原委員】

それと、それこそ事業者の自主衛生管理、それからHACCPの導入支援というところで、今年度始まる計画より、導入支援から定着と変わってきていると思いますので、これはどうやって目標を定められているのかが気になりました。

例えば、講習会の参加人数が指標になっていますが、これは、HACCPを理

解するための講習であって、今後、スマホを使ってどうやって実践していくか、多分変わってくると思うのですが、その理解度をどう表現するか、どう指標にするか、そういう方針があれば伺いたいと思います。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

HACCPについては、令和3年度からすべての事業者に義務化されているので、本来であればもう100%実施してなければいけないところなんですけど、まだそういう状況に至っていないということが、アンケート調査の結果分かっておりますので、その実施率を数年かけて、90%以上に上げていきたいと考えています。また、実施率を確認するためのアンケート調査を毎年度実施することにしております。

各保健所では、細やかに、衛生管理計画の作り方や、記録のつけ方、見直しの方向等について、事業者からの相談に対応しております。

【矢部会長】

HACCPは、先ほどありましたように、令和3年度には義務化されているという状況ではありますが、やはり中小の、特に小規模の事業者の方々に、100%義務化ということで浸透してるかということ、なかなか現状としては難しいというところなんです。

ただ、やはり我々としましては、消費者の食品にかかる安全を確保するためにも最低ラインとして、100%を目指していきたいというところなんです。ただ、もう既に、周知するという段階から、これをどういうふうに確実に実施していくかという段階に、変わらないといけないというところもありますので、その辺りの兼ね合いも含めて、工夫をしていくということになっていこうかと思います。これがもちろん、先ほどのAIも含めて、一人一人の人の手間としては、ハードルが下がるような状況で、それが確実に実施できる工夫というのが、おそらくこれから、可能になってくると同時に必要になってくると思いますので、また引き続き、皆様に御意見等をいただいて、実施していければと思います。

【永治委員】

特に意見ということではないかもしれませんが、お許しいただければと思います。

1つ目は第5期計画にも関連して、令和4年度の調査結果だと思いますが、文科省が調査している、都道府県別の学校給食における地場産物、国内産食品の使用状況というのがあります。その関係でいうと、岐阜県は、その評価は別として、全国平均を上回っているということは間違いないですね。

そういったことを踏まえて、これは私たちの事業の話になりますが、子供たちの地場産物に対する意識化というものが必要ではないかということで、後藤副会長さんが所属されている岐阜県学校栄養士会と連携して、こんなことをやっているということを紹介させていただきます。

1 つは、昨年度までは小学校の5年生6年生の子供を対象に、「私が考えた学校給食メニューコンクール」というものを実施していました。そして、地場産物を使用した学校給食にふさわしい献立を自ら考えて調理しようということで、子供たちに投げかけてきました。そうしましたら、昨年度は4,216点の応募が集まりました。

約151校、4割近い小学校の5、6年生の子供たちが応募してくれて、その中では、岐阜県の地場産物を色々調べてみた、自分の地元にはこんなものがある。こんなことは知らなかった、興味を持ってみたら、岐阜県にはいろんなことがあるんだということに気付いたという子供がいました。また、実際に現地に保護者の方と行って、そこで地場産物を生産するの農家の方々にインタビューをして調査をしたと、そんなことに取り組む子もいました。それで、これは、とっても大事なことはないかと思いました。

ですが、この取組みに関しては、余りにも応募が多くて、審査が大変ですので、今年からは応募を6年生に限らせてもらっているのですが、これは県の教育委員会がやっている食育マイスターというものと関連付けて、私ども給食会としても一緒になって取り組める子供たちの意識化であると思っています。

もう1点は、学校の栄養教諭、学校栄養職員等の皆さんについて、今年度から名称を変えていますが、「学校給食献立・食育実践発表会」というものを開催しています。これは、岐阜の味を伝える学校給食ということを前面に打ち出して、県内の地場産物を活用した献立を考えていただくものです。

そういった取組みを通して、少しでも県内産の農作物の利用促進に関わっていったらと思っているところです。

【矢部会長】

先ほどの学校給食の県産の食品の使用率というところも含めて、実際には全国平均を確かに上回っていて、この岐阜県の状況を反映してるところはあるかと思えます。

先ほど、私の方からもお話しましたがけれども、給食を作る上では、一番には1日食べないといけない栄養の基準がありますので、その基準を満たす食材を県産のもので賄えるかどうかというところで、パーセンテージはどうしても決まってくるというところがありますから、それが賄えるものを岐阜県の中で作っているという意味では、当然使用率が上がってくるのかなと思います。地産地消

も含めて、県産の、地場物を食べるというということで、先ほど御あいさつの中でもありましたが、岐阜県産の食品というところで安心できるというところがあります。どこの地域でどんな野菜が、或いは、食品が作られていて、それを食べることによって、どうやって健康を維持してきたのかということも含めて、それも食育ということになるかと思いますが、そういう方面で、ただ諸手をあげて岐阜県産の食品は安全だと言える時代になるのが一番いいと思いますけれども、そういう状態を担保しつつ、基本的には、どうして県産品を食べるといいのかということ、科学的学術的な根拠をもってサポートできればいいのかなと思います。引き続き、そういったところを、県の食品の安全という面でもサポートしていければと思います。

【後藤副会長】

令和2年度から協議会に関わらせていただいて、この資料の実績を拝見して、最初に出ている食品表示に関する講習会の受講者が少なく、達成率があまり良くなかったということが先ほどから話題になっていますが、本当に御苦労されて、オンラインだったり e-ラーニングだったり、私たちもそうですけど、ICT化ということが、このコロナ禍で一気に広がって、分かるも分からないもなく、とにかくこれしか方法がないんじゃないかということで、動画の作成であるとか、アンケートもそうですが、そういったことに取り組まざるをえなかったということ、この数字を見ながら振り返っています。

昨年度の5月に5類に移行してから、岐阜県栄養士会の方でも、キッズキッチンのような幼稚園や保育園で行う食の教育事業の実施について要望があったり、対面で行うものが増えてきておりますので、きっとこの辺りは第5期計画の取組みについては参加者が増えて、達成できていくのかなと感じています。

なかなか本当にコロナ禍が長かったので、まるっとこの計画にも影響してしまうという感じで、本当に御苦労だったなというか、皆さんそうだと思いますが大変だったなという足跡をちょっと感慨深く見ていました。

それから、食品安全対策モニターのところ、お話も出ていましたが、内容が少し分かりづらいのかなと思いました。後は報告に関しては、どんな報告書を書くのかというところが、ちょっと見えづらいので、なかなかこの新規登録者や、再登録される方が少なかったのかなというのを感じています。

私は学校給食に携わらせていただいておりますが、県内産の食品の関連で、学校給食に関して、ここで多く話題にさせていただいてありがとうございます。

安全と安心という話が出ましたが、必ずしも岐阜県産のものが安全だとは限らなくて、なぜ安全なのかというと、作り手の顔が見える、生産者との距離が近いということですね。距離が近いというのは、例えば隣のおじさんが作っていた

とか、地域のおじさんたちが朝早くから畑で何か収穫していたねということや食育の学習で教えるのですが、そのように、自分たちの生活とはまた別のところで、生産者の方であるとか加工業者の方々が、すごく苦勞されているということや食べ物に本当に簡単に手に入ってしまう時代だからこそ、そういうことを丁寧に教えていかなければならないと感じています。

特に岐阜県は、先ほどもお話があったように、この地場産物の使用割合について、確か県の方は調査が6月と11月だと思いますが、そうすると11月は必然的に高くなってきますが、6月の夏野菜の頃はまだまだ、岐阜県の特産という気候のこともあると思いますが、そういうところは弱いのかなと思っています。私の学校でも、特別支援学校であるとか、技術課程の方の子どもたちがミニトマトを栽培してくれています。そういったものも、子供たちに本当に身近な地産地消として、1年生の子たちが作ってくれたミニトマトを給食に使うよと伝えることで安心だという意識につながっていると感じています。

別に農薬が悪いとは言いませんけれども、そういったことをせずに、形も不揃いなものを十分納得して食べているので、校内で直接お礼を言っている子の姿も見られます。

あとは学校給食で、岐阜市の場合だと年間3回鮎を出しますが、全国的に見てもやはり、学校給食に鮎を3回も使うような学校はなくて、岐阜県産の枝豆も6月、7月、9月と3回使用するのですが、多分、枝豆の塩ゆでというメニューが、学校給食にあるのは岐阜市くらいかなと思っています。子供たちも大変喜んで食べています。

そういったことがやはり大人になってから、思い出して、自分のこの食経験を辿りながら、安心、安全だなという意識ができていくのかなと思っています。

【矢部会長】

この令和5年度のまとめとして、ちょうど今、御意見がありましたけれども、コロナ禍が完全にまるかぶりした状態になっております。

その中で、67項目ある中、達成率として、未達成の指標が16項目にとどまったということもいえるかなと思いますが、私からの意見としましては、ただこの16項目、未達成という中でも、基本的には、この指標が何のためにあるかというところ、それを達成することが目標ではなくて、もちろん達成することによって、最低のスタートラインに立つということはあるかと思いますが、達成すれば、岐阜県の県民の皆さんへ提供している食品の安全性を担保できる最低ライン、スタートラインに立てるといった目標値ということになるかと思えます。このひとつひとつの項目の中で、当然、達成率がそれぞれ低いものも高いものもあるかとは思いますが、深刻さの度合いと申しますか、それが達成されなかつ

たことによる深刻さはそれぞれ別にあるのかなと思いますので、そういう中では、令和5年度の実績ということで、県民の皆さんに提供する資料として、こういったことをやってきたというところでは、十分胸を張ってというか、御提示できるかと思います。

例えば県内産の農産物の残留農薬の基準超過件数が令和5年度に2件あったということですが、これも当然、実施しなければずっとゼロで、検出されないわけですので、検出されないことが必ずしもいいことではないと考えますと、もちろんその2件について、その生産者側の問題は当然出てくるかと思いますが、そういったことを生産者もあえてやっているケースと、たまたまそういうことになってしまったというケースとそれぞれ考えられるかと思いますが、そういったことを未然に防ぐ意味の検査で、検出されることが必ずしも未達成と言っていいかどうかというところはあろうかと思いますが、そういう意味で色々また検証を進めていければいいかなと思います。

いずれにしても、令和5年度の食品の安全性の確保等に関する施策についてまとめていただいたので、皆さんからの御意見がございましたところ、少し修正を加える必要があるところもございましたので、修正を加える必要があるところもあろうかと思いますが、総じて、この方向性でまとめていただければと思います。

【矢部会長】

最後に、今年度より5年間を計画期間に設定している「岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）」、続けて「健康食品の取扱いを踏まえた最近の食品安全の動向について」、事務局から説明をしていただきます。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

資料4-1の第5期計画（概要版）を御覧ください。1ページ目から説明します。

まず、「基本計画とは」のところがございますが、第5期計画は、今年度から令和10年度までの5か年計画となっております。

なお、社会情勢等の変化や関係法令の改正等があった場合は、必要に応じて見直しを行うこととしております。

第5期計画では、第4期計画に引き続きすべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指すことを目標としております。ここで言う「コラボレーション」は、「共同作業」という意味ですが、本計画では、県民、事業者、行政などの異なる立場の人や団体がコラボレーションすることにより、新しい発想や効果が生み出されること

を期待しています。

この目標を実現するため、施策の方向1「食品等の安全性の確保」、施策の方向2「食品に対する安心感の向上」、施策の方向3「将来にわたる安全な食生活の確保」の3つの施策の方向に向かって施策を展開して参ります。

2ページを御覧ください。施策の方向1では、コンプライアンス、HACCPの取組み、監視指導・検査、危機管理体制の構築を推進することにより「食品等の安全性の確保」を目指します。

施策の方向2では、リスクコミュニケーション、食品の安全・安心に関する教育、次のページの食品の安全に関する各認定制度を推進することにより、「食品に対する安心感の向上」を目指します。

施策の方向3では、県内産農畜産物の生産・消費、食品の安全を支える調査研究、食品の安全を守る人材の確保を推進することにより、「将来にわたる安全な食生活の確保」を目指します。

その次に、施策体系図として整理しておりますが、左の列の3つの施策の方向の下に、10の基本的施策、そして24の施策を設定しています。24の施策の中でも、「コンプライアンスの周知啓発の推進」「HACCPの適正運用の推進」「食中毒対策」「食品表示対策」「双方向のリスクコミュニケーション」「学校等における食品安全教育の推進」の6つの施策については、近年の食品をとりまく社会環境、第4期計画の取り組み状況や課題を鑑み、特に力を入れて取り組む「重点施策」として位置付けております。

重点施策については、第4期計画で重点施策として位置付けていた、アレルギー対策及び地産地消の推進の2施策は、第4期計画の取り組みの中で、十分に浸透し、様々な事業が展開されているという状況から、重点施策として推進する段階は終えましたが、引き続き取り組むべき施策として進めて参ります。

また、第4期計画の重点施策でありました「HACCPの導入支援」は、食品衛生法改正により、HACCPに沿った衛生管理が令和3年6月からすべての食品等事業者に義務化されたことを受け、「HACCPの適正運用の推進」に見直して引き続き進めて参ります。

その他に、概要版には記載をしておりますが、累計指標の廃止や、農業・農村基本計画に基づく「ぎふ清流GAP実施率」「ぎふ清流GAP消費者認知度」「地産地消率」「学校給食における地場産物の使用割合」の令和8年度以降の指標は、令和7年度に策定予定である次期「農業・農村基本計画」の目標を適用することを明示しています。

詳細につきましては、参考資料として配付しております資料4-2第5期基本計画の本編を御確認ください、

第5期食品安全行動基本計画の説明は以上となります。

引き続きまして、今年3月に発覚しました紅麹を含むサプリメントによる健康被害の問題への対応について、御説明します。

4ページ、食品の範囲と食品衛生上の規制についてですが、今回問題となった「紅麹コレステヘルプ」は保健機能食品の機能性表示食品に分類されています。これは、表示規制上の分類であり、これに該当しない、いわゆる健康食品の製造、販売等については、一般的な食品と同様、食品全般に関する規制がかかっています。

12ページを御覧いただきまして、厚生労働省では3月26日の死亡事例の発生を受けて、小林製薬から直接ヒアリングを行って「紅麹コレステヘルプ」を含む3製品を特定し、健康被害を起こす有毒な物質が含まれるおそれがあり食品衛生法第6条第2号に該当するものと判断し、廃棄命令等措置を講ずるよう大阪市に通知しております。

県でも大阪市の回収命令に伴う流通情報の提供を受けて、県内の薬局、ドラッグストア等で回収状況を確認しました。

13ページを御覧ください。今回の事案を踏まえた当面の対応として、1つ目は食品衛生法上の措置の対象となる食品の特定を行っております。回収命令の対象となった3製品と同じ原材料を使用している製品について、各企業に自主点検を依頼し、その結果、食品衛生法第6条第2号に該当しないことが確認されました。これについては、最近報告漏れが確認されており、9社製品が該当し、うち4製品に特定のロットの原料が使用されていたことが判明しました。既に自主回収等により市場への流通はなく、これまでに健康被害の報告はないとのことでした。

2つ目は健康被害の原因の究明を行いました。健康被害が多く報告されている製品ロットに、当初から言われていた「プベルル酸」のほか、2つの化合物が含まれ、この2つの化合物は、紅麹菌が産生する機能成分のモノコリンKと基本骨格が類似していました。

工場内の青かびが培養段階で混入し、コメ培地を栄養源として「プベルル酸」を産生したと推定されました。

また、青カビと紅麹菌を一緒に培養することで、モノコリンKを修飾して2つの化合物が産生されたものと推定されました。

プベルル酸については、腎障害が確認されましたが、2つの化合物については、引き続き動物実験において腎障害などの健康被害にどの程度かかわっているか確認することとなっています。

3つ目は消費者庁の対応になりますが、機能性表示食品制度の今後の在り方の検討が行われました。

機能性表示食品として届け出のある約 7,000 件の製品について、医師からの健康被害情報の有無等の情報を収集し、回収命令対象製品以外にこのような情報は無いことが判明しています。

消費者庁は検討会を設置して、報告書を取りまとめています。

4つ目はその他の取組みとして、日本腎臓学会を通じて得られた症例の病像把握に取り組み、摂取開始時期や摂取期間の長短によらず、初診日は令和5年12月から令和6年3月に集中していることや摂取を中止することで患者の8割で症状が改善したこと、各種検査結果、腎生検の結果から、近位尿細管の障害が生じたことが推定されました。

14 ページを御覧ください。今回の事案を受けた今後の対応についてですが、大きく2つになります。

1つ目は健康被害の情報提供の義務化、2つ目はGMPの要件化になります。1つ目の健康被害の情報提供の義務化についてですが、機能性表示食品では、これまでガイドラインに沿って、健康被害情報の評価の結果、届け出食品による健康被害の発生及び拡大のおそれがある場合に消費者庁へ届け出るといったものでした。

この健康被害情報の評価が当初の報告の遅れにつながった原因の一つになったと考えられることから、届出者は、健康被害と疑われる情報を収集し、医師が診断した健康被害と疑われる情報を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供することを食品表示法の内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする予定です。これらを遵守しない場合には、機能性表示を行わないよう指示・命令する行政措置が可能となります。

また、食品衛生法に基づく食品衛生法施行規則では、食品全般に医師が診断した健康被害情報を把握した営業者は都道府県知事等に情報提供するよう努めなければならないことされていますが、機能性表示食品を製造・販売等する営業者に対しては、都道府県知事等への情報提供を食品衛生法施行規則において義務付ける予定です。情報提供の義務化により、違反した場合は、食品衛生法に基づいて営業の禁止・停止の行政措置が可能となります。

2つ目のGMPの要件化については、製造工程管理による製品の品質管理を徹底する観点から、機能性表示を行うサプリメントについては、GMPに基づく製造管理を食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項にする予定です。

また、届出者は自己点検して毎年消費者庁に届出を行うことや体制を整備した上で消費者庁が食品表示法に基づく立入検査を行う予定です。

食品表示基準の改正及び食品衛生法施行規則の改正は、消費者庁と厚生労働

省で所定の手続きを経て、8月上旬に公布、9月上旬施行のスケジュールで進められています。

なお、GMP基準遵守に関する事項については2年間の経過措置が設けられる予定となっております。

これまでに分かっている情報と今後の予定については以上となります。

【矢部会長】

それではただいま、前半の岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）、それから後半の、食品安全行政の最近の動向ということで2つの話題について、御説明をいただきましたけれども、こちらにつきまして委員の皆様から何か御意見がございましたら、御発言いただければと思います。

【佐藤委員】

最後の機能性表示食品のお話は、聞いてみても、なかなか難しいというところで、まず1つよろしいですか。

今年度から第5期計画の年度が始まっていますが、そういった健康食品の内容について、この第5期計画の中でどこに、それに関係する内容があるかとか、計画によって何かやるべき課題があるのか、達成すべきことがあるのかということ自体が、まだ把握できてないのですが、その辺りのことを伺えればと思います。

【政井食品安全推進室長（生活衛生課）】

機能性表示食品につきましては、食品表示制度に位置付けられておりますので、届け出自体は消費者庁に直接届け出されるものですが、その表示の内容などについては、通常の食品の表示監視の中で見ていくものになります。もちろん製造施設の監視ということですが、食品衛生法が関連してきますが、主に食品表示法に基づくものという観点で、機能性表示食品の表示が適切にされているかといったことを監視していくことになるかと思えます。

【矢部会長】

機能性表示食品でこのような大きな問題が起こるということは、第5期計画の策定時点では想定しきれなかったところがあるかと思えますので、紅麴の問題は、今年に入ってから露見したといいますか、そういう問題ですので、基本計画を立てている段階では全くそういった情報が入ってこなかったというか、知る由もないというところもありますが、ただいま、後半の方で御説明いただきましたように、厚生労働省としても非常に大きな問題としてとらえているという

ところもあります。機能性表示食品というのは、2015年から日本で始まった、いわゆる表示の制度で、それまでの特定保健用食品、今も存続していますが、特定保健用食品というのが日本で始まった制度ですが、世界的に非常に評価されて、世界中でこの制度を模した形で、様々な国で、同じような制度が始まったということもあります。特定保健用食品という形で販売できるものになりますと、開発の費用だけでも膨大なものになりますので、基本的に食品メーカーなり健康食品メーカーで、新しいものを作ることがなかなか難しくなっているいわゆる頭打ちの状態になっているところで、これにてこ入れする形で、起爆剤という形での機能性表示食品というのが、2015年にできました。そういう意味では今年で、6年、7年になりますが、もう右肩上がりです。製品数が増えていて、先ほど御説明があったように、7,000という数で、これが毎年増え続けている状況です。

ですから、やはり厚生労働省としても、これが果たして、このまま増え続ければいいことなのかどうかということも含めての見直しですが、本日御説明された内容を聞いて、できているのかなとは思いますが、ただ、報道も含めて様々な情報が飛び交っている中で、一番きちんと理解しておかなければいけないところは、今日の話のタイトルのタイトルとしても、紅麹に関してということ、一般の消費者の方も含めて、紅麹の問題というところ、ピンとくると思いますが、実は紅麹は何も悪いことをしていないんですね。今日も御説明がありましたプベルル酸というのは、青カビしか作れないもので、紅麹菌は絶対作れないものです。

つまり、プベルル酸というものが原因だと特定されたということは、紅麹は何も悪いことをしていないということですし、さらに言えば、このプベルル酸というのは、決して食品添加物ではなくて、自然の青カビが作っている、我々人にしてみれば毒になるというものですから、そういった、自然に普通に、その辺にいる青カビが作っているものをどうやって、この製造現場において混入させないようにするかということがむしろ、やはり先ほどのHACCPも含めての製造ラインというところで重要になってくると思います。そこでは、後半に説明がありましたGMPの要件化、GMPは「Good Manufacturing Practice」の略で、製造工程をきちっと管理して、すべて作っていくということですね。そういった意味では、食品業界にとってはちょっと厳しい判断にはなるかと思えます。

ただ、特にサプリメントについてはたして食経験があるかと言われると、濃縮した形で食べるものは、今まで何か食べたことがあるにしても、基本的には、例えば、人は水を飲まなければ生きていけないわけですが、水も、1度に10L飲めば死にますので、そういう意味では、全然毒でもないものが量を間違えれば十分、毒になりうるということ、必ずしも食経験があるから安全ということではなく、適正な量というものがあります。

先ほど冒頭にもありました農薬ということに関しても、決められた基準で使

われている農薬は、すべて安全性が担保された状態での使用になっていますから、農薬を一切口に入れてはいけないということでもありません。さらに言えば、日本で作られている農産物はすべて農薬ありきで育種されておりますので、そういった作物を農薬を使わないで育てると、作物自身が自分で農薬を作って自分を守ろうとしますので、それがここでいう、青カビが作るプベルル酸のような人体に有害なものを作られると困るので、そういうこともありますから、なかなか生物としては非常に難しいところではあるかなと思いますけども、そういったところも含めて、こういった様々な問題が出てきたときに、対処療法ではなく先手先手を打って、安全性というのをいかに担保していくかというのが、基本的には重要になってくるかと思います。

ただ、こういった制度というものは非常に複雑になってきますし、それを規制すればいいかということも、経済的などころも含め、難しい面はあろうかと思えますけれども、当然、この協議会もそうですが、食品、口に入れるものとしてはやはり安全でなければならないということで、私の授業でも、食品の定義は、安全でなければならないということを初回に言っています。もうそれは口に入れるものとしては、一番必要なものですので、そういう意味で、いろんな制度を徹底していかなければいけないということになろうかと思えます。

今回、岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）の策定に当たりまして、県民の皆様に分かってもらわないと意味がないので、一般の県民の皆様に分かりやすいように概要版を作成しまして、こちらの方で広く浸透させていきたいということなのですが、骨子としては、計画本体の方に細かく書かれていますし、昨年度までこの計画を作成することに注力して参りました。5年間続く計画ですので、委員の皆様にも読んでいただいて御意見等がございましたら、その5年の中で盛り込みながら計画の内容について進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

基本的には冒頭に次長からもありましたとおり、この食品安全基本法に基づいて、岐阜県では全国に先駆けて食品安全条例が策定されたということもありますので、そういう意味では、私の個人的な意見ではありますが、食品安全行動基本計画を進めるに当たって、他の県の方から、岐阜県はいいな、岐阜県の食品は安全が担保されているから非常にうらやましいなと言ってもらえるような、そういうところをぜひ目指していきたいと思えますので、また引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これで議事はすべて終了いたしましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

以上をもちまして、第1回食品安全対策協議会を終了します。

次回、令和6年度第2回の食品安全対策協議会は、11月ごろの開催を予定しております。

委員の皆様、本日はありがとうございました。それでは、お気を付けてお帰りください。